２０１４年１０月１３日発行

村尾光子の 下野市議会報告（第36号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成26年第3回定例会(9月2日～24日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○諮問（人権擁護委員の推薦同意 氏）

○報告（6件）
- H25年度継続費精算報告書 ・H25年度健全化比率及び資金不足比率 ・市農業公社、KK 道の駅しもつけ、(一財)グリムの里いしばしの経営状況説明書
- 教育委員会点検・評価報告書

○H25年度会計決算認定(11会計)

○H26年度一般会計補正予算(10会計)

○ H25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分

○条例制定(3件)
- 子育て・子育て支援新制度関連の３条例

○条例改正（6件）
- 市税条例 ・保健福祉センター条例 ・非常勤特別職の報酬等に関する条例（母子・父子支援員） ・福祉事務所設置条例 ・地区計画区域内建築物制限条例（下古山・仁良川地区追加）
- 公共下水道事業受益者負担金条例

○工事変更請負契約の締結(新庁舎建設事業)

○発議 市議会会議規則改正（議案質疑に通告制導入）

○請願・陳情(2件)
- 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願 ⟹ 採択、意見書提出
- 「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の採択を求める陳情（第2回定例会にて継続審査） ⟹ 不採択
- 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情 ⟹ 不採択

■一般質問：5議員が質しました。

異常気象に加えて相次ぐ甚大な自然災害に言葉がありません。被災された方々の無念さに想いを馳せる昨今です。

自然の猛威の陰に人災は無かったか、改めて考えさせられます。 皆様 お元気でしょうか？。

9月議会は決算議会。資料を読み理解するにも時間がかかる。合間を縫うように様々な研修会に参加した。

多数を武器に独裁的に国政を進める現政権。「選んだのは国民」だが、「これはドイツのナチス・ヒトラーが民主的に政権を取り、ユダヤ人虐殺へと突き進んでいったパターンとよく似ている」と高橋哲哉東大教授は指摘した。日本最大の右翼団体会員が 15 人も内閣に入り、ネオナチ団体代表と写真に収まったり図書「ヒトラー選挙戦略」に推薦文を書いていた大臣もいる。外国で報道されていることが国内では隠されている、批判的にメディアを見よとも!!

議会報告と意見交換会

10月26日(日)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

本年第4回定例会は12月3日(水)開会予定です。

■子ども・子育て新制度に係る3条例を制定

—施設、事業運営に関する基準等について—

新制度はH27年4月スタートの予定。下野市では特別な事情や特性は無いので、国が定めた基準通りを市の基準とした。

施設や事業者が公費給付を受けるためには「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業者」として**「認可」**（児童福祉法）と**「確認」**（子育て支援法）の両方を受けることが必要となる。

《施設・事業の類型ごとの認可・確認》

施設・事業の類型（対象子ども年齢）				認可	確認
教育・保育給付	教育・保育施設	幼稚園（3～5歳）		県	市 (1)
		保育園（0～5歳）		県	
		認定こども園（0～5歳）	幼保連携型	県	
			幼稚園型		
			保育所型		
			地方裁量型		
	地域型保育事業（0～2歳）	小規模保育事業		市 (2)	
		家庭的保育事業			
		事業所内保育事業			
		居宅訪問型事業			
地域子ども・子育て支援事業		放課後児童健全育成事業		—	市 (3)

※括弧内数字は下記の基準となる条例を示す

(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例　（「特定」とは認可・確認を受けたもの）

(2)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(3)放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例

○放課後児童健全育成支援事業の一つの支援単位の児童数は概ね40人以下とする。
○学童保育指導員の名称は「放課後児童支援員」となり、支援員はH32年3月31日までに知事が行う研修を終了する者。

●利用を希望する保護者は、市の認定を受ける。

認定区分	内　容	利用先
1号	**教育標準時間認定** 満3歳以上、教育を希望の場合	幼稚園 認定こども園
2号	**満3歳以上・保育認定** 「保育の必要な事由」に該当し保育所での保育を希望の場合	保育所 認定こども園
3号	**満3歳未満・保育認定** 「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育希望の場合	保育所 認定こども園 地域型保育

○**幼稚園利用希望の場合**：幼稚園に直接利用申込み、入園内定を得ると、幼稚園を通して認定申請、市から認定証交付後、幼稚園と契約する。

○**保育所等利用を希望の場合**：市に「保育の必要性」の認定を申請、認定証交付後、保育所等利用希望申込み、市が利用調整、利用先決定後、市と契約する。

〈内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」から〉

■母子自立支援員は母子・父子自立支援員に

法改正に伴い、父子家庭も対象とするため、非常勤特別職として委嘱している母子自立支援員の名称を変更した。

下野市では母子自立支援員は婦人相談員と兼務し、1名の配置。月19日勤務、報酬 月額178,400円は変わらない。

H25年度 相談件数 延べ492件
新たに対象となる父子世帯数：42世帯

対象が拡大されたなら支援員の増員が必要ではないかと心配になった。H25年度実績では同一人が多数回相談している、従来より父子世帯からの相談も受けている、とのことで増員は考えていないとのこと。だが、電話や来所による相談で、訪問支援はしていないようだ。

ひとり親家庭の状況は様々であろう。支援が必要なのに助けを求めることができない人たちもいる。時には家庭訪問しての安否確認も必要ではないか。

■保健福祉センター条例改正、管理・運営に指定管理者の指定が可能に

ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館のあり方を検討、施設整備を進めているが、近い将来、指定管理者制度を導入できるよう条例を改正した。

まずは、今年度レストラン・厨房等を改修するふれあい館全館の管理・運営に「株式会社道の駅しもつけ」を指定して委託することを予定している。　（関連記事P9をご参照ください。）

■仁良川、下古山地区計画区域内の建築物を制限

（H26年10月3日施行）

従来の自治医科大学周辺地区に加えて仁良川地区、下古山地区の地区整備計画区域について、建築物を制限する。

	仁良川地区	下古山地区
建築物の用途制限	**建築できないもの** 1.ホテル又は旅館 2.ボーリング場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第136条6の2に該当する運動施設 3.15m²を超える畜舎 4.自動車教習所 5.公衆浴場	**次のもの以外は建築できない。** 1.病院 2.前号に付属するもの 
建築物敷地の最低面積	165m²	
高さの最高限度	15m	20m
外壁等から境界線までの距離	道路境界線　1.0m 隣地境界線　1.0m	道路境界線　3.0m 隣地境界線　3.0m
かき又はさくの構造制限	**別に下野市建築物指導基準で制限** 〔1.生垣　2.高さ1.2m以下(60cm以上は透視可能な材料で〕	**次のもの以外はできない**　1.生垣　2.高さ1.5m以下の透視可能な材料(60cm以下は除く)で造ったもの

※下古山地区は石橋病院移転予定地のみが対象

■石橋南部、下原地区の公共下水道事業受益者負担金 額決定

石橋南部負担区	365,000 円／件	公共下水道事業
下原負担区	365,000 円／件	特定環境保全公共下水道事業

（石橋南部負担区は国道 352 号線以南の市街化調整区域）

■ H26 年度一般会計補正予算

2 億 0677 万円を追加して総額 241 億 8302 万円に

【主な歳入】　（千円単位以下切り捨て）

○普通地方交付税(額確定、追加)　2 億 3722 万円
○国庫補助金　1401 万円
○県支出金　3128 万円
○教育費寄付金　20 万円
○特別会計繰入金　1 億 5448 万円
○繰越金(H25 年度会計から)　5 億 7224 万円
　各特別会計とも H25 年度決算剰余金を繰り戻し
○市債　△ 4 億 1890 万円
　臨時財政対策債 △ 5 億 0500 、合併特例債 8520

【主な歳出】

○市長車購入　800 万円
　18 年経過、エンジン不具合、日産フーガ・ハイブリッド予定
○第二次総合計画策定業務委託費追加　250 万円
　人口定住促進に関する基礎調査業務を追加
○男女共同参画推進条例制定・プラン策定事業費追加　256 万円
　プラン策定は 410 万円、H26･27 年度の継続事業
○社会保障・税番号制度システム整備事業　977 万円
　1/2 は国庫補助
○認定こども園整備事業補助金追加　1537 万円
　計画変更分(愛泉学園 1140 、伊沢学園 397)
○心の健康づくり自殺対策事業　78 万円
　全額県補助金 ゲートキーパー研修会開催
　民生委員対象 3 回、一般対象 1 回予定)
○幼稚園における長時間預かり保育支援事業　1368 万円
　補助申請はむつみ愛泉・荒川(熊谷市)幼稚園からのみ、
　補助単価(月額・人):0 ～ 2 歳児 57 千円、2 歳児 46 千円、3 歳児 11 千円、4 歳 9 千円、
　(補助率 国 1/2・県 1/4・市 1/4)
○こども通園センターけやき 遮音壁設置　132 万円
○担い手総合対策支援事業補助金　1368 万円
○農地・水・環境保全向上対策事業負担金　353 万円
○道路橋梁新設改良費　9279 万円
○大松山運動公園拡張整備事業　1208 万円
　拡張用地測量委託費)
○体育施設管理修繕費 150 万円
　南河内球場ダッグアウト排水施設、別処山公園出入口
○諏訪山運動公園野球グラウンド整備　150 万円
　入り口 2 か所のうち 1 か所の鍵不良は既に修繕した。





■請願「手話現法(仮称)」の制定を求める意見書に関する請願　　全会一致で採択、国へ意見書提出

提出者:(一社)栃木県聴覚障害者協会
紹介議員:磯辺香代・小谷野晴夫議員

【請願趣旨】 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を提出すること。

「我が国のろう教育は1878年（M11年)から始まったものの、1920年(T9年)代以降、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で意図的に排除されてきた」(全日本ろうあ連盟資料から)歴史があることを、今回まで知らずにいた。一方、栃木県立聾学校では、S40年代に全国に先駆けて手話と音声言語の両方を用いた「同時法」という新たな教育手段を構築して取り組んだ誇らしい実績もあるとのこと。

障害者差別解消法も数年後には施行される。請願趣旨は当然のこと、むしろ、国の対応が遅すぎたと思う。

教育福祉常任委員会での審査時には、請願者の「日程調整が難しい」との申し出により、直接説明を聞くことはできなかった。後日、常任委員会では障がいを持つ市民の方々との意見交換会を年度内に開催できるよう調整することで一致した。実現できますように。

■陳情 「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の採択を求める陳情　不採択

（第 2 回定例会で継続審査となっていた）
提出者:下野市九条の会・有志
採択すべき討論:村尾
　（賛同者:中村・高橋・須藤・塚原・磯辺の各議員）
不採択とすべき討論:岩永議員

■陳情 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情　不採択

提出者:戦争をさせない全国署名栃木県連絡会
採択とすべき討論:磯辺議員
　（賛同者:中村・高橋・須藤・塚原・村尾の各議員）
不採択とすべき討論:小谷野議員

2つの陳情が付託された総務常任委員会では、一括審査・採決され、双方とも賛成少数(2名) で不採択となった。

陳情「憲法解釈変更による･･･」を提出した関係者は、提出時に「説明したい」旨を申し入れ、委員長にもお願いしたそうだ。常任委員会審査でも、1委員から「陳情者から説明を聞きたい」との発言があった。でも、結果的に、他の委員からは要望が無く、各委員は閉会中に十分に勉強したとのことで、参考人として招致することなく、採決された。「説明したい」申し出については、会議に諮ることもなかった。

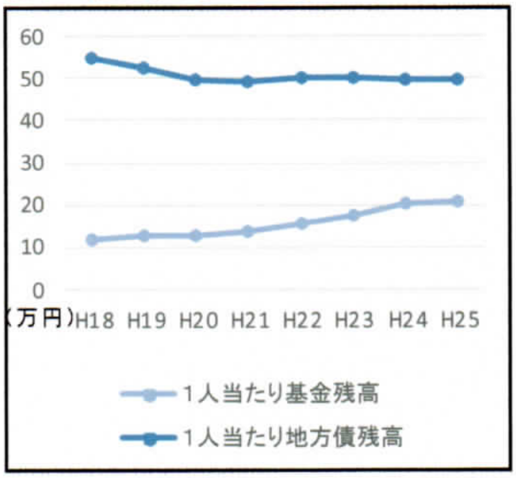
前任期の総務常任委員会では請願・陳情者から申し入れが無くても参考人としてお出でいただき、質疑もした･･･。

■H25年度会計決算状況　～引き続き健全財政を維持～

《歳出決算額と地方債・基金現在高》

(億円)	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	H18
普通会計歳出合計額	349.8	330.6	317.1	316.0	309.5	307.4	328.9	319.7
うち一般会計歳出決算額	232.3	214.6	208.6	207.8	202.5	188.1	187.4	186.8
市税収入額	92.3	91.2	91.3	89.2	91.2	93.4	92.6	85.9
歳入に占める割合 %	37.8	40.0	41.0	40.6	42.7	47.2	46.8	42.8
普通会計起債残高合計	298.8	298.0	298.5	297.4	291.9	297.0	314.4	327.9
市民1人当たりの額(万円)	49.7	49.6	50.1	50.0	49.0	49.8	52.7	55.0
各基金残高合計	124.7	120.6	104.8	92.8	82.9	76.3	77.1	71.3
市民1人当たりの額(万円)	20.7	20.1	17.6	15.6	13.9	12.8	12.9	11.9

将来に備え積極的に基金積立に取り組んだ。



H25年度　基金積立額　10億8660万円
基金取崩額　6億7313万円

水道会計は未算入。H25年度末は企業債残高:26億0328万円、
積立金:4億1692万円、今議会では決算未処分利益剰余金2億1645万円のうち2億1500万円の積立てを議決。

《市税・国保税徴収状況》

(単位:万円)	市　税			国民健康保険税		
	H25年度	H24年度	H23年度	H25年度	H24年度	H23年度
収入額	92億3890	91億2396	91億3383	14億6997	14億7886	14億8049
徴収率(%)	94.3(98.6)	93.9(98.5)	93.5(98.3)	73.7(91.3)	72.7(90.8)	71.8(90.3)
滞納額	5億2942	5億4271	5億9310	5億0469	5億1496	5億4183
不能欠損額	2626	4518	4132	2041	4055	4024

＊徴収率は滞納分を含む値。( )内は現年度分のみの徴収率。
＊西坪山工業団地内ソニーエナジー・デバイスはH26年度中に撤退予定。税収への影響は大きく約1億3000万円の減収、建物が残れば6167万円の減収見込み。

《歳入に占める税収の割合》

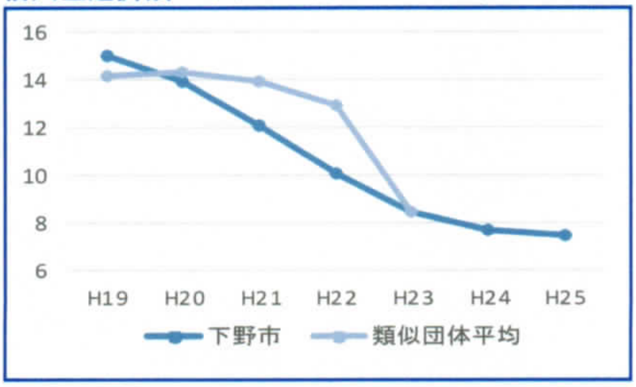
	一般会計	国・保
H25	37,8 %	25.4 %
H24	40.0	25.1
H23	40.9	26.2
H22	40.6	28.5
H21	42.7	30.5
H20	47.2	30.6

税収の割合は減少傾向

《財政健全化指標》：黒字は負の値となり、「－」と表記。H25年度は健全財政を維持したが、H28年度以降は普通交付税の合併特例措置が終了し本算定へ。5年間で段階的に減額となる。

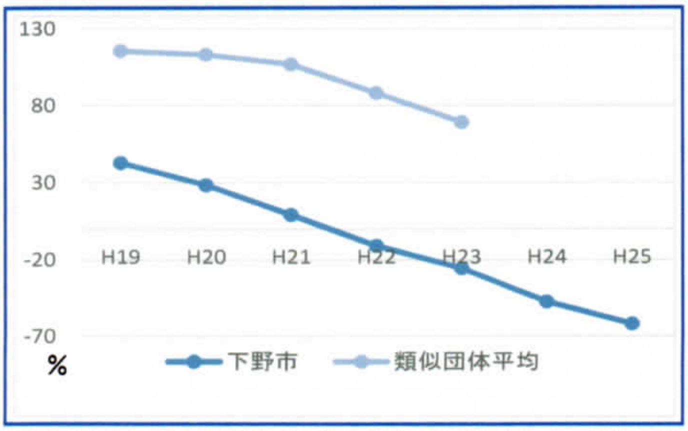
(単位:%)	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度	H25年度早期健全化基準
実質赤字比率	－(－7.66)	－(-8.05)	－(－9.21)	－(-7.65)	－(-6.77)	－(-6.77)	－(-7.39)	12.86
連結実質赤字比率	－(－18.43)	－(-18.73)	－(-20.80)	－(-18.78)	－(-18.27)	－(-19.49)	－(23.16)	17.86
実質公債費比率	7.5	7.7	8.5	10.1	12.1	13.9	15.0	25.0
将来負担比率	－(－62.0)	－(-47.5)	－(-25.5)	－(-10.8)	9.3	28.5	42.8	350.0

《実質公債費比率》
借入金返済額の標準財政規模に対する割合



H25年度の公債費は繰上償還の3億9500万円を含めて28億5260万円、歳出全体に占める割合は12.3％だった。

《将来負担比率》借入金の標準財政規模に対する割合



H25年度も繰上償還して、基金積立てに努力した。県内1位。交付税措置が多い合併自治体や過疎地は低くなる傾向。

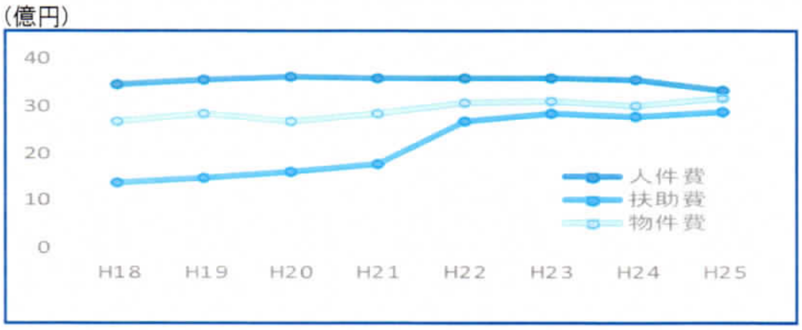
《一般会計財政指標》　標準財政規模：139億8395万円(制度的に与えられた経常一般財源の額)

	H25	H24	H23	H22	H21	H20	H19	備　考
財政力指数	0.802	0.800	0.817	0.834	0.855	0.864	0.845	1に近いほど余裕がある
経常収支比率(%)	84.2	84.1	83.0	84.1	85.8	85.4	88.3	75%以上は注意
実質収支比率(%)	7.8	8.0	9.2	7.7	6.8	6.5	7.4	3.0～10.0%が標準
経常一般財源比率	92.1	93.3	93.7	90.3	93.2	96.9	96.6	100を超える度合いが高いほどよい
一般財源の構成比(%)	68.6	72.6	73.9	72.0	75.3	82.0	80.3	歳入に占める一般財源の割合
投資的経費構成比(%)	20.7	15.4	12.7	16.0	14.8	15.0	13.7	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	38.3	40.8	42.0	40.2	38.3	39.7	39.7	低い方が良い
公債費負担比率(%)	17.1	15.4	14.3	13.4	14.7	12.7	12.6	15%までが健全

《気になる歳出、人件費・扶助費・物件費の動向》

	H25年度	H24年度	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度
歳出総額	232億3357	214億6867	208億6474	207億8515	202億5217	188億1154	187億4164
人件費(給与・報酬)	33億2713	35億5446	35億9667	35億7814	35億9402	36億1955	35億6175
扶助費(生・保・子ども手当 自立支援・医療費助成等)	28億6516	27億7918	28億4136	26億9308	17億8799	16億0854	14億9248
物件費(賃金・委託費等)	31億8720	30億1470	30億9819	30億8096	28億3559	26億8892	28億3327

(億円)



人件費：歳出総額の14.3%、前年度より2億2732万円の減額となった。H25年7月～26年3月、職員給与を平均6.8%減額した。

扶助費：歳出総額の12.3%、生活保護費は増加したが子ども手当・児童手当は減少した。

物件費：歳出総額の13.7%、前年度より1億7250万円の増。広域保育委託料・図書館共通管理運営委託費など

■各会計決算

(単位：万円)	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り越すべき財源	歳入のうち繰入金 一般会計から	基金から	会計別地方債残高 H25年度末	全体割合
一般会計	244億4933	232億3357	1億4351	1億7323	5億1313	196億5125	60.5%
国民健康保険	58億0069	54億9674	0	2億5730	1億6000	—	
後期高齢者医療保険	4億8591	4億8244	0	9330	—	—	
介護保険(保険事業)	31億8124	30億6913	0	4億7920	—	—	
介護保険(介護ｻｰﾋﾞｽ)	509	488	0	—	—	—	
公共下水道事業	17億3109	16億6950	60	5億3260	—	73億3125	22.5%
農業集落排水事業	4億1843	4億0380	0	3億2370	—	28億4120	8.7%
下古山区画整理事業	2362	2355	0	2320	—	3823	0.11%
石橋駅周辺区画整理事業	5579	3256	0	3724	—	751	0.023%
仁良川地区区画整理事業	6億6534	5億4786	6946	4億0394	—	1006	0.03%
水道事業収益的収支	8億7414	6億3000	当年度純利益	1億5047			
資本的収支	3億1038	7億9761	差引不足額	4億8723	—	26億0328	8.0%
					地方債合計	324億8277	100%

※一般会計の繰入金は他会計からの決算による繰戻金

※不足額は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

《主な基金現在高》

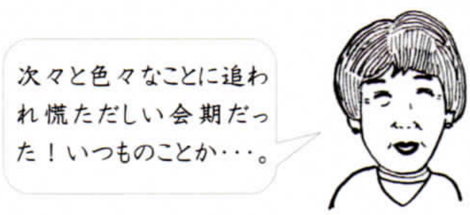
(単位：万円)	H24年度末	**H25年度末**		H24年度末	**H25年度末**
財政調整基金	23億2588	25億3310	地域づくり事業推進基金	4億4565	4億4064
減債基金	29億0813	32億1448	地域福祉基金	4億3610	4億3981
庁舎等整備基金	15億3493	15億5351	保健福祉施設整備基金	4億4759	4億4797
公共施設整備基金	5億4618	5億4701	土地開発基金(現金)	6億7827	6億7878
地域振興基金	15億7743	15億7743	国保財政調整基金	8億2605	6億6639

合　計　**H25年度末 124億4764万円**(H24年度末 120億6295万円)

*地方債等償還に充当可能基金は財政調整基金・減債基金・庁舎等整備基金など105億9643万円



村尾光子の 一般質問



公共施設等総合管理計画策定の要請にどう対応するのか

本年 4 月 22 日、総務省より地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請する通知が出された。一方、下野市では本年度から 3 カ年計画で公共施設マネジメント基本方針等策定事業に着手したところである。国からの要請との整合性を質した。

(1)本年度から公共施設マネジメント基本方針等策定事業に着手したが、これは総務省要請の公共施設等総合管理計画策定事業として実施すべきではないか。経費の1／2の特別交付税措置が見込める。

【広瀬市長】 公共施設の多くは経済成長期に集中的に整備されたため、一斉に更新時期を迎える。しかし高齢化による社会保障費の増加、人口減少に伴う税収減少、加えて本市では H28 年度からの合併算定替えの終了による地方交付税の段階的な減少により、公共施設の維持管理、運営に支障を来す事態が予想される。

そのため、中長期的な財政収支の見込みから、公共施設等の維持管理、更新等に関わる方針や、施設数や床面積に関する目標を設定するなど、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの計画策定が必要だ。

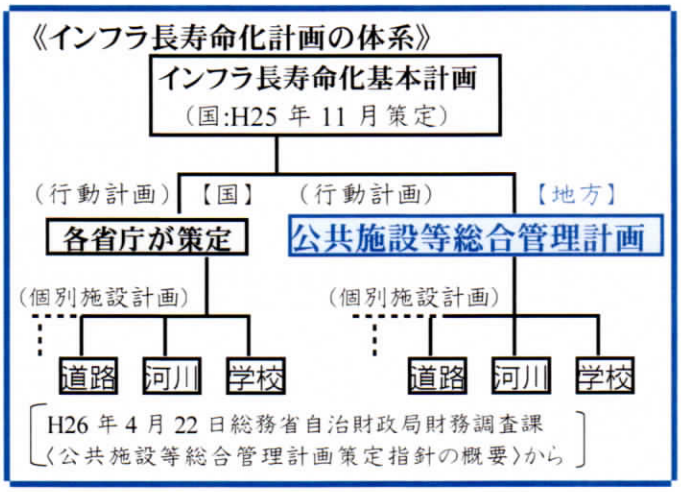
4 月に総務省より要請があった公共施設等総合管理計画には、公共施設の状況及び将来の見通し、管理に関する基本的方針に基づく数値目標の設定などを盛り込むこととなっている。

そこで本市では、総務省が示した策定指針に基づき、28 年度までの 3 カ年で公共施設マネジメント基本方針等を策定することとし、その財源には 3 カ年の特別交付税を見込んでいる。

《計画策定内容とスケジュール》

26 年度	各施設の現状把握(施設の基礎情報・維持管理コスト等の調査・施設利用者へのアンケート調査・人口・財政状況整理)、公共施設白書作成準備、随時市議会への説明、庁内会議、職員研修
27 年度	公共施設白書作成、検討委員会(公募委員・利用者等で構成)設置、市民アンケート・パブリックコメント実施、基本方針策定
28 年度	公共施設用途別の課題整理、数値目標設定、用途別方針策定、
29 年度から	各公共施設の具体的更新、統廃合、長寿命化等の再配置実施

公共施設マネジメント基本方針等策定には公共施設の建物だけではなく道路、橋、上下水道などのインフラ(社会資本)も含まれる。利用状況、耐用年数、老朽度・劣化度などを含めた現状把握だけでも大変な作業だ。策定(3年間)の事業費として2630万円を予定している。



(2)マネジメント基本方針策定にあたっては、全庁的な取組み体制構築と全職員の共通理解が必要である。どのような体制で進めるのか。核となる部署はどこか。

【広瀬市長】 策定のため、今年度 4 月に総合政策課に公有資産有効活用グループを新設した。

各職員のコスト意識、共通理解と協力が必要だ。

7 月には施設管理担当職員を対象とした説明会と、全職員に対して公共施設マネジメントに取り組む背景や今後の取り組みなどについて周知した。現在、職員がすべての施設等の基礎情報、維持管理コスト等の情報を集約・整理している。

今後も適時、庁内会議、職員研修等を開催し、全庁体制で方針等策定作業を進めていく。

(3)マネジメント基本方針には重要な公共施設の廃止、除却(注)も含まれ得る。市民の意向把握、議会の関与をどのように考えているか。

(注)有形固定資産を取り壊しや廃棄する行為

【広瀬市長】 重要な公共施設の廃止、除却はまちづくりのあり方や市民への行政サービス提供にも影響を及ぼす。市民や施設利用者の理解を得ていくことが大きな課題となる。市民への十分な情報提供と市民の意見把握等が肝要だ。

H27 年度から施設利用者アンケートや市民アンケートを実施して市民意向把握に取り組み、公募委員・施設利用者等で構成する検討委員会を設置して、実効性の高い計画となるよう慎重に検討を進める。

検討の進捗状況については、適宜議会へ報告し、市民への情報提供を行う。

(再質問)本市には地方自治法でいう「重要な公の施設」「重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なもの」の規定がない。廃止、除却に備え条例制定すべきだ。

【蓬田総務部長】 地方自治法の規定では、特に重要とされる施設の廃止については議会の3分の2以上の同意が必要と謳われている。

近隣市町では、特に重要な公の施設として上下水道施設などのインフラ関係についての条例制定となっているようだ。

地方自治法の趣旨を研究し、どのような制定の仕方がよろしいか研究・検討し、早急に結論を出したい。

(再質問)地方自治法第96条では、「条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用させること」も議決すべき事件としている。公の、或いは公共施設の一画に長期的利用を認めている例が数件ある。施設の廃止、除却の観点から、これについても条例の整備が必要ではないか。

【蓬田総務部長】 これについても検討する。

《地方自治法》：抜粋

(議会の議決すべき事件)

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。

⋮　略

十一　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

以下略

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2　普通地方公共団体は、…略…公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会に於いて出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

以下略

公共施設マネジメント基本方針はまちづくりにも係わることと市長も言及されているように、重要な計画だ。総合計画基本構想・基本計画と同様に議決対象とすべきだと思う。だが、地方自治法上の議決事項には含まれて無く、残念ながら市議会基本条例にも明記されなかった。

将来的には学校の統廃合が予想される。重要施設の廃止等は通常の議会での過半数同意よりさらに重みのある特別議決(3分の2以上の同意)とすべきではないか。

現在は「重要な施設」を指定する下野市条例はない。

《山口県下関市の地方自治法第244条に基づく条例》

次に掲げる施設を廃止し、又は10年以上にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

学校・図書館・上水道・公園・市場・渡船・火葬場・墓園
塵芥汚物処理施設



解体工事中の旧南河内庁舎(9月3日)

現在は解体完了。跡地は駐車場として整備される。庁舎の除却には議決が必要と思うが…。



石橋庁舎と旧石橋町議会棟

石橋病院移転後跡地と一体的に整備する予定。取り壊すには多額の費用を要する。



右側が旧石橋町議会棟
(アスベスト問題のため閉鎖中)

《公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針》

—総務省通知より抜粋—

第一　総合管理計画に記載すべき事項

一　公共施設等の現況及び将来の見通し

(1)老朽化状況・利用状況など

(2)総人口・年代別人口の見通し(30年程度)

(3)維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費、充当可能な財源の見通し

二　総合的・計画的な管理に関する基本的方針

(1)計画期間(10年以上とする)

(2)全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有方策

(3)現状や課題に関する基本認識

(4)管理に関する基本的考え方

①点検・診断等の実施方法　②維持管理・修繕・更新等の実施方法　③安全確保の実施方法　④耐震化の実施方法　⑤長寿命化の実施方法　⑥統合・廃止の推進方針　⑦総合的・計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(5)フォローアップの実施方針

三　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第二　策定にあたっての留意事項

一　行政サービス水準等の検討

二　施設等の実態把握、総合管理計画策定・見直し

三　議会や住民との情報共有等

四　数値目標設定　　五　PPP / PFIの活用

六　市区町村域を超えた広域的な検討等

七　合併団体等の取組(特に早急に策定検討を)

以下略

公の施設：地方自治法第244条第1項に規定する施設で、住民の福祉増進を目的として地方公共団体が設置する施設。

公共施設：直接に国民の利用に供することを目的として、国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される病院・図書館・市民会館・保育所等の施設。

(4)近く、固定資産台帳の整備が求められると聞く。準備態勢はどうか。
(総務省は、H27年度から29年度までの3年間にすべての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等の作成を要請する予定とのこと)

【広瀬市長】 新地方公会計制度に対応した財務書類については、H19 年度より総務省方式改訂モデルにより作成し、H20 年度決算より毎年公表している。ここで用いている有形固定資産に係る資産額は、総務省マニュアルにより決算統計における普通建設事業費を参考にした簡便な方法により積算したものだ。

より制度の高い財務書類作成のためには、固定資産台帳の整備は不可欠なので、H22·23 年度に緊急雇用創出事業補助金を活用して固定資産台帳を整備した。

財務書類には他に基準モデルや東京都方式等が混在していることから、総務省は本年 4 月に、固定資産台帳整備と複式簿記導入を前提とした新基準による統一的な財務書類の作成基準を示した。

本市でもH29 年度までに新基準への移行を目指す。

総合管理計画策定要請通知では、公共施設マネジメント基本方針策定時の固定資産台帳整備は前提とされていないが、公会計新基準に対応したものとなるよう、今後見直しを検討する。

(再質問)固定資産台帳の見直し作業はどの部署が責任を持って進めるのか。

【蓬田総務部長】 22·23 年度に整備した台帳はまだ不足している部分がある。それも含めて、総務部管財、財政が連携しながら進めたい。

橋の長寿命化計画策定を提案してから数年がたつ。こちらは即実現し、目下計画に基づいて順次改修している。 次は公共施設全体の維持保全計画を、と提案していた。このほどやっと着手に至った。 喜ばしいことだ。

前任期の総務常任委員会でも、全国でいち早く「公共施設再配置計画」を策定して推進している神奈川県秦野市への行政視察を行い、本市でも早期に着手するよう提言していた。秦野市はいわゆる「ハコモノ」 だけでインフラは含まれていなかった。

下野市が策定に向け取り組んでいる公共施設マネジメント基本方針は、総務省指針が示すように「インフラ長寿命化計画」にも相当する。

公共施設の統廃合に至る場合には、住民理解を得ることが最大課題となる。こまめな情報提供を願うのは無論のこと、市民同士の意見交換の機会も必要だと思う。市民それぞれの立場や環境などの事情は、聴いてみなければ分からないことが多いからだ。相互理解を深めることが一体感醸成にもつながる。

H26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等の除却に地方債の充当(つまり借金)を認める特例措置が講じられた。合併特例債の方が有利と思うが、起債期限は32年度まで。方針決定。個別計画策定と間に合うか?

《議会活性化特別委員会を設置》

目　的:議会運営等の活性化に向けた調査研究

調査事件

(1)新庁舎建設に伴う議場に関する調査について
(2)議員研修のあり方について
(3)会派制の導入について
(4)政務調査費について
(5)議会基本条例の進捗状況について

委　　員:議長を除く全議員
委員の任期:調査が終了するまで
委 員 長:小谷野晴夫議員
副 委 員 長:野田善一議員

◎定例会最終日に議決した。具体的な進め方は今後協議する。

■議案質疑に通告制導入



—会議規則改正、H26 年 10 月 1 日施行—

質疑に対して、「資料が手元に無いので後で答える」という事態を回避するため、しっかりとした答弁を求める際には 2 日前までに「発言の通告」をすることとした。

通告なしでの質疑も可能で、その場合の発言順序は通告者の後になり、資料が手元に無いことから回答が後日になる場合も了承することが前提である。

◎突然に通告制導入に至った背景は‥

議員からどんな質疑が発せられるのか、その時でないと分からない。部課長たちはたくさんの書類を携えて議場に入るのだが、すべてを取り揃えているわけではない。返答に窮する場面も度々あった。

◆　◆　◆

今定例会での議案総括質疑では、村尾質疑に対して「手元に資料が無いので後で」と答弁。すかさず他の議員から「それでは議決できない」との声が上がり、議会は暫時休憩。職員は急いで調べているようだった。

休憩中だが、まもなく議会運営委員会が招集され、議長と市長の協議から、質疑の通告制が提案された。

しっかりした答弁を求める場合は通告し、通告しない場合も質疑を認めることで合意に至った。これを全員協議会に諮り全体の了承を得て、本会議最終日に会議規則改正案を提案することとなった。この協議の間、多くの議員や説明のため出席していた部課長はどれほど待たされたことか･･･。

すぐさま変更できることではないので、本会議終了後の協議で十分対応できたはずと思う。

◆　◆　◆

議案予習を先送りして一夜漬け的に目を通している私には、辛い側面があるが、答弁する側には多少なりとも準備の時間ができる。通告なしでも質疑はできるので、良しとすべきだろう。早めの予習を心がけねば!!

《教育福祉常任委員会・議員全員協議会から》

ふれあい館温水プールは冬季休止か

―ふれあい館経営改善計画が示される―

同様な温浴施設を持つふれあい館、きらら館、ゆうゆう館のあり方については、数年かけて庁内プロジェクトチームにて検討されてきた。その結果、**3 館の機能を特化した施設**とする方針が決定されている。

ふれあい館：温水プール、きらら館：トレーニング設備
ゆうゆう館：温浴施設

《施設整備方針》



ゆうゆう館：H25 年度に露天風呂を増設
きらら館：本年 9 月末日で温浴施設を廃止し、今後医療と連携したトレーニング機能を充実させる。
ふれあい館：今年度レストラン・厨房を改修する。道の駅、三王山公園(整備中)とつながりを持たせる。

《ふれあい館経営改善計画》

運営のため毎年 9000 万円近くの市費を投じている。合併算定替えの地方交付税は段階的に削減されることもあり、利用者増による収入増と経費節減が急務である。

【 H25年度決算】

施設管理運営費(人件費含む)	112,871 千円
施設使用料収入(風呂・プール)	25,699 千円
市費	87,172 千円

計画期間：H27 年度～H31 年度　5 年間

■目指すべき方向性

(1)管理経費の大幅な削減
対 25 年度比で、市の実質負担額を約 4,000 万円削減。

(2)「道の駅しもつけ」及び「(仮称)三王山公園」との連携
それぞれの施設と連携した事業展開により利用者増・収益増を図る。

(3)指定管理者制度の導入
民間の経営ノウハウを活用した事業運営、新たな自主事業の展開を期待し、経費削減のため
(H27 年度には全館の維持運営を「株式会社道の駅しもつけ」に委託したいと考えている。)

(4)施設運営形態の見直し
温水プールは、冬季に管理経費がかさむが利用者は減少するので、H27 年度から 11 月～2 月の間を休止する。

●H25年度プール月別利用者数　(年間 34,352人)

3～10 月	最少 2105 人～最多 6914 人	当期年間割合 19.6 %
11 月～2 月	最少 1496 人～最多 2070 人	当期年間割合 80.3 %

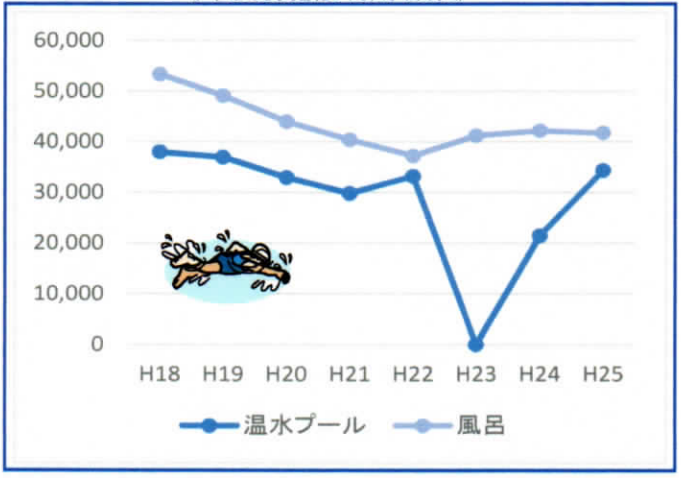
●H25年度風呂の年間利用者　41,716人

●H25年度決算における原価計算

風呂	707 円／人
プール	1,250 円／人(冬季は 2100 円／人)

(5)施設の改善
経年劣化した空調・衛生・電気設備の更新
(経費削減効果分でボイラー設備 4 基の更新(2 億円/基)をしたい)。

《年度別施設利用者数》



※温水プールは H23 年 3 月の東日本大震災で被害を受けたため H24 年 8 月まで休止した。定期的利用者は約 50 人/月
※ H25 年度利用者数は震災前の H22 年度を上回った。

ふれあい館は「ふるさと創世1億円」を活用し、市民アンケートを踏まえて建設し、H9年にオープンした。当初から収益を目的とした施設では無く、住民の健康増進と交流の場であった。利用料金収入を期待しつつも多額の維持管理費を要することは想定されていた。「収支が赤字」と直ちに問題視することはいかがなものかと思うが、市費投入額をできるだけ削減する努力は必要だ。

だが、「温水プールに特化」と聞いていたのに、年間4ヶ月もの間休止するのはどうなのか?「休止はせめて3ヶ月に」との意見が複数あった。「当面の間であり、経営状況を見て戻すこともある」(市長)とのこと。最初の指定管理者との契約期間(3年間の予定)は状況を見ることになるのか。

「ふれあい館のコンセプトは"道の駅・三王山公園・健康レクレーション"かな」(健康福祉部長)だそうだ。

今後、きらら館、ゆうゆう館についても順次経営改善計画を策定し、指定管理者制度を導入する予定としている。人件費の削減効果も大きいが、不安定雇用を生み出さないか気になる。

こんなにすごいぞ下野市！ (敬老会配布資料から)
～下野市あれこれランキング～　**誇りが持てるね！**

●医師1人当たり人口　第1位 (H23 年日本経済新聞社)
●日本全国生き残る街　第13位 (H24 年 5 月女性自身)
●15～49歳女性1人当たり産婦人科医師数　第4位
●小児人口1万人当たり小児科医師数　第4位　(注)
●人口1万人当たり一般病床数　第12位
(注) H26 年 SBI ライフリビング)
●主婦が幸せに暮らせる街　第26位 (月刊誌 seneH26.7)
●成長力　県内トップ、民力度　県内市第5位、財政健全度　県内市第2位、住みよさ　県内市第5位
(都市データ　パック 2014 版/東洋経済)

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【7月】
1　**議会だより編集委員会**
4　市川房枝記念会政治参画フォーラム「2015 統一地方選の課題」浅野史郎教授(東京)
5、6～8　図書館問題研究会全国大会準備・研究会(基調講演「地方自治体と図書館」片山善博慶應大教授、宇都宮市)
10　市ボランティア連絡協議会広報部会
12　地方自治を学ぶ会夏期合宿「二元代表制と自治体議会の可能性」 高沖秀宣氏(日光市)
13　つるカフェ市民講座「私が考える訪問看護の魅力と可能性」秋山正子・高橋昭彦・の各氏(自治医大地域情報センター)
15、16　とちぎつばさの会下野支部
17　ジャコウアゲハを保護する会
18　**教育福祉常任委員会／議員全員協議会**
19　エコライフ祭
22　生活学校やよい会「認知症サポーター養成講座」
23　ジャコウアゲハ保護活動視察（ジャコ連、千曲市）
24　**議会だより編集委員会／県南6市議長会主催研修会** 長谷川幸洋氏(真岡市)
25　県・市総合防災訓練リハーサル(社会福祉協議会)
27　議会報告会／環境問題を考える会総会・記念講演「ごみ減量化とリサイクルを見直す」服部　氏
29　ジャコ連(蔓巻公園保護地除草作業)／やよい会「ごみの行方」出前講座／市Ｖ連南河内地区運営委員会
31　**議会だより編集委員会／県市議会議長会主催研修会**(大田原市)

【8月】
1　市川房枝記念会女性展望カフェ「靖国問題の現状と本質」東大大学院 高橋哲哉教授(東京)
2　市川房枝記念会「脱原発１日セミナー」(東京)
4　ろう者の会会員との面談
5　市Ｖ連広報部会
8　映画「ヒロシマ」鑑賞／図書館問題研究会栃木支部(全国大会反省会、宇都宮市)
10～11　帰省(日立市)
12　市Ｖ連理事会
20　**教育福祉常任委員会**
21～22　自治体政策研究交流会議・自治体学会(高岡市)
23～24　全国自治体議員行財政自主研究会「決算」菅原敏夫氏(東京)
26　**議会運営委員会／議員全員協議会**
28　ジャコウアゲハ保護する会(蔓巻公園保護地除草)市Ｖ連広報部会
29　市Ｖ連執行委員会
30　子ども子育て新制度保護者向け説明会(市幼稚園連合会)／非核平和を進める会講演「福島の現状と課題～被曝問題を中心にして～」松本 純医師
31　せっけんネットワーク古学集会「洗剤類成分をよく見よう！」長谷川 治氏(宇都宮市)

【9月】
2～24　**市議会第3回定例会**
2,3,4,8,24 日　本会議
8,22 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**
9,10,22 日　**教育福祉常任委員会**
12 日　総務常任委員会傍聴
16 日　経済建設常任委員会傍聴
24 日　**議員全員協議会／議会だより編集委員会**
5　とちぎつばさの会下野支部
6　吉田西クリーンセンター除草作業(自然に親しむ会)
7　**キンボール大会開会式参列**(南河内体育センター)下野市九条の会
14　スクールソーシャルワーク研修講座(宇都宮市)
15　映画「トークバック 沈黙を破る女たち」観賞(栃木市)
17　地方自治を学ぶ会公開学習会準備(事務処理)
18　出会いふれあい会食ボランティア
19　**敬老会式典参列**／シンポジウム「統合失調症がやってきた」(小山市)
20　教育相談研修／映画「鉱毒悲歌」鑑賞(宇都宮市)
22　**指定廃棄物に関する研修会**(宇都宮市)
27　**グリムの森フェスタオープニングセレモニー**／福島視察報告会(宇都宮市)
28　佐野九条の会講演会「安倍政権のめざす「憲法改正」で日本はどうなるのか 『人類普遍の原理』から『天皇を戴く国家』へ」高橋哲哉氏(佐野市)
26・29　議会だより原稿執筆
9/21～10/9　議会報告No36　編集・印刷作業



～あれこれ～　■***スチール缶ビール復活?!*** 鉄鋼メーカーに勤める娘からビールが贈られてきた。が、今時には珍しいスチール缶入りだった。スチール缶はアルミ缶より安価で、リサイクル費用も安く環境への負荷も少ないとのこと。鉄鋼メーカーは軽量タイプのスチール缶を開発し、利用拡大に努めているそうだ。軽量タイプになりかつての40ｇ/個より25ｇになったとはいえ、アルミ缶の15ｇにはまだ及ばない。資源と環境保護を考えると多少の負担増は我慢できるけど。残念ながら、まだ地域限定の販売らしい。でもビン入りがより環境に優しいね！

《地方自治を学ぶ会公開学習会のご案内》

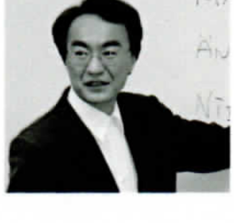
講演会　**市民力ってなあに？**　どなたでも参加可

―ドイツの政治教育を通して考える―

11月22日(土) 13:30～16:00

講師：近藤孝弘さん

(栃木県生まれ、早稲田大学教授)



会場：国分寺公民館 視聴覚室

定員：80名(先着順)

参加費：500円(資料代、会員無料)

(お問合わせ：村尾☎0285-44-5418)